

①国名	Kingdom of the Netherlands (オランダ)				
②名称	Ministry of Economic Affairs, Netherlands Enterprise Agency Netherlands Patent Office				
③所在地	Prinses Beatrixlaan 2, 2595 AL Den Haag				
④連絡先	(電話)(31 88) 042 66 60		(FAX) (31 88) 602 90 24		
	(E-mail) octroocentrum@rvo.nl		(internet)http://www.rvo.nl/octrooien		
⑤組織の長	Director : Mr. D.J. de Groot				
⑥沿革	<p>(1) 1910年に特許法が制定された。この特許法は、1995特許法が1995年4月1日に施行されて廃止された。</p> <p>(2) この1995年特許法は、2008年改正法(2008年2008年6月5日施行)により改正された。</p> <p>(3) オランダにおいては、ベネルクス商標法が1969年7月1日に導入された。このベネルクス商標法は、2006年9月1日にベネルクス知的所有権法に置換えられた。</p> <p>(4) また、オランダ王国においては、意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法が1975年1月1日に導入された。この統一ベネルクス法は、2006年9月1日にベネルクス知的所有権法に置換えられた。</p> <p>(5) オランダ王国においては、2010年10月10日にオランダ領アンティルが解体され、これにともなってボネール島、シントユースタティウス島及びサバ島の3島がオランダの海外特別市となった。</p>				
⑦所管	特許				
⑩加盟条約	WIPO 1975/1/9	ベルヌ 1912/11/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT 2010/12/27	レコード保護 1993/10/12	ローマ 1993/10/7
	シンガポール 2014/1/8	TLT 2008/8/11	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1987/7/2	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト 2018/9/18	リスボン
	マドリッド(標章) 1893/3/1	マドプロ 1998/4/1	PCT 1979/7/10	ロカルノ 1977/3/30	ニース 1962/8/20
	ストラスブール 1975/10/7	ウィーン 1985/8/9	WTO 1995/1/1		

①国名	Kingdom of the Netherlands (オランダ)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,606	2,505	2,677	3,023
		(内 外国出願)	365	394	449	825
		(内 日本から)	29	48	13	31
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数		1	2	
		(内 外国出願)		1	2	
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,307	1,972	1,936	1,911
		(内 外国出願)	370	337	358	366
		(内 日本から)	20	29	41	16
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
出典: WIPO IP Statistics						

①国名

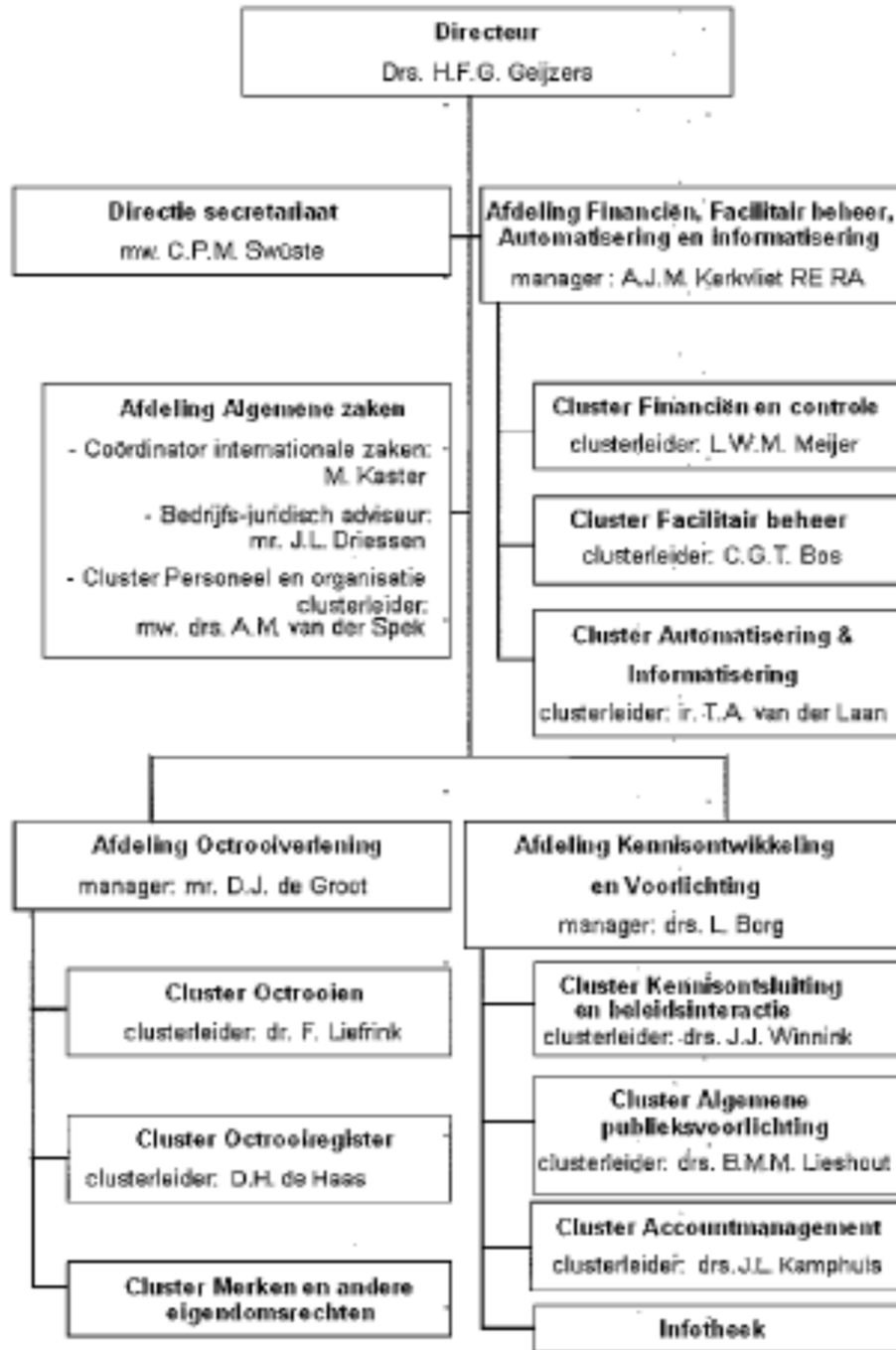
Kingdom of the Netherlands
(オランダ)

⑫ 組 織

<組織図>

オランダ特許庁は、経済関係省 (Ministry of Economic Affairs) の下部組織である。

(注) オランダ特許庁は、経済関係省の他の部との合体が検討されている。組織図は合体前のものである。



①国名	Netherlands (NL) (オランダ)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2010年4月1日施行(2010年改正法)
	③地理的効力の範囲	オランダ王国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第8条、第12条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	無。オランダ国内に居住していない出願人は、オランダ国内に居所を定める必要がなくなり、代理人の選任の必要がないが、公認の代理人を選任が望ましい。 (特許法第23a条)
	⑦出願言語	オランダ語、英語 (特許法第24条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第36条(6))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第4条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1)当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用による直接的又は間接的結果として生じた開示から6ヶ月 (2)公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6ヶ月 (特許法第5条(1))
	⑪非特許対象	(1)発見並びに科学上の理論及び数学的方法 (2)審美的創作物 (3)精神的活動、遊戯又は業務遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピューターのプログラム (4)情報の提示 (5)公表又は実施が公の秩序又は道徳に反することとなるであろう発明 (6)植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法及びそのような方法による生産物 (7)人又は動物の体の処置方法は外科的医術によるものであると内科的処置によるものであるとを問わず、及び人又は動物の体に行われる診断方法 (特許法第2条(2)、第3条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第32条(1)、第34条)
	⑬審査請求制度の有無	有。新規性請求は、出願日又は優先日から13月以内に行なわなければならない。この新規性調査を請求しない場合は出願は無効となる。(特許法第32条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第31条、第19条(1)、(2))
	⑯異議申立制度の有無	無。異議申立制度はないが、何人も特許出願又は付与特許に関する情報を書面でオランダ工業所有権庁に提供できる。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、存続期間中、何時でも裁判所に提訴することができる。 (特許法第75条(1))
	⑱実施義務	有。3年。特許付与日から3年以内に実施されない場合は、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第57条(2))

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)		
⑱費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 1.190 US\$ (2018年1月時点)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料(オンライン) 80 EUR	
		出願料(オンライン以外) 120 EUR	
	新規性調査手数料 100 EUR		
	補正手数料 12 EUR		
	国際型調査請求手数料 794 EUR		
	[特許権維持に掛かる費用]	4 年次 40 EUR	12 年次 600 EUR
		5 年次 100 EUR	13 年次 700 EUR
		6 年次 160 EUR	14 年次 800 EUR
		7 年次 220 EUR	15 年次 900 EUR
		8 年次 280 EUR	16 年次 1,000 EUR
		9 年次 340 EUR	17 年次 1,100 EUR
		10 年次 400 EUR	18 年次 1,200 EUR
		11 年次 500 EUR	19 年次 1,300 EUR
		20 年次 1,400 EUR	
		⑳料金減免措置の有無	有。 調査請求時に、対応する出願について欧州特許庁又はオランダ工業所有権庁が作成した新規性調査報告書を提出すれば、調査手数料は不要である。
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無 無。(オランダにおけるPCT出願による特許は、EP経由でのみ取得できる。)			

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産条約)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、意匠及び商標に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される意匠及び商標の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) (知的財産法第3.7.1、知的財産法施行規則2.1.1.a)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体又は欧州経済地域に事務所、非居住の出願人は、これらの地域に郵便の宛先を定める要があり、代理人を選任する必要がある。 (知的財産法施行規則3.6.4)
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 (知的財産法施行規則2.1.1)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができ、最大で25年。 (知的財産権法第3.14)
	⑨新規性の判断基準	EC域内公知、EC域内刊行物 (知的財産法第3.3)
	⑩グレースピリオド	有。 (1)創作者もしくは受益者による情報、又はそれらによって行われた行為による出願日若しくは優先日前12月以内の開示。 (2)創作者もしくは受益者による不適切な行為による出願日若しくは優先日前12月以内の開示。 (知財法第3.3.4条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 1. 製品外観の特徴であって、専らその技術的機能によって課せられるもの 2. 製品外観の特徴であって、その製品の形状及び寸法が、必然的に正確な寸法で複製されなければならないもの (知的財産法第3.2) 3. 意匠が、先行する共同体意匠、ベネルクス出願又は国際出願登録意匠であって、出願日又は優先日以後、公衆に開示されているものと抵触 4. 先行する商標が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 5. 著作権によって保護されている著作物が、所有者の承諾を得ないでその意匠において使用されていること 6. 意匠がパリ条約第6条の3に記載されている要素の1)についての不適切な使用を構成 7. 意匠が、ベネルクス諸国の1)における良俗又は公の秩序に反していること 8. 出願が意匠の特徴を十分には明らかにしていないこと
	⑫実体審査の有無	無。 (知財法第3.9条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知財法第3.9条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 (知的財産法第3.1、第3.4)
	⑯関連意匠制度の有無	有。単一のベネルクス出願は、合計で50までの意匠を含むことができる。 (知的財産規則2.2)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。 (知的財産規則2.1)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により出願日又は優先日から12月以内の間、公告を繰延べることができる。 (知財法第3.12条)
	㉑異議申立制度	無

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)	
	の有無	

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)																											
	②無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人又は検察官は、無効を裁判所に提訴することができる。 (知財法第3.23条)																										
	③登録表示義務	無。																										
	④費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 1.190 US\$ (2018年1月時点)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>単一意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>複数意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>54 EUR</td></tr> <tr><td>11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>27 EUR</td></tr> <tr><td>21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>22 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>公告繰延手数料 39 EUR</p> <p>優先権主張料 12 EUR</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <p>単一意匠登録の更新料 95 EUR</p> <p>複数意匠登録の更新料</p> <table border="1"> <tr><td>第1番目の意匠</td><td>95 EUR</td></tr> <tr><td>2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>48 EUR</td></tr> <tr><td>11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>24 EUR</td></tr> <tr><td>21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>20 EUR</td></tr> </table> <p>存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数 12 EUR</p> <p>知的財産法施行規則4.8</p>	出願料	108 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	出願料	108 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	第1番目の意匠	95 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR
出願料	108 EUR																											
表現物により公告する場合	10 EUR																											
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																											
出願料	108 EUR																											
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR																											
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR																											
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR																											
表現物により公告する場合	10 EUR																											
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																											
第1番目の意匠	95 EUR																											
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR																											
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR																											
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR																											
	⑤料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)																										

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産条約)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、商標及び意匠に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直接拡張される商標及び意匠の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (知財法第2.1条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (知財法第2.1条)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第2.3条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 ベネルクス知的財産庁の代理人登録簿に登録されている者を代理人とすることができる。代理人を選任しない場合は、ベネルクスの領域内の送達先を指定しなければならない。 (知財法第4.1条、規則3.6.4)
	⑪出願言語	フランス語又はオランダ語 (知財法規則1.1.1)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財法第2.9.1条、第2.9.3条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	<p>(1)識別力を欠く標章</p> <p>(2)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造時期又はサービスの提供時期を表示する標識若しくは表示、あるいは、ベネルクスの共通言語において又はベネルクスの公正かつ確立した商慣行において常用される標識若しくは表示によってもっぱら構成される標章</p> <p>(3)ベネルクスの1か国の道徳若しくは公の秩序に反する標章</p> <p>(4)公衆を欺瞞する性質の標章</p> <p>(5)管轄当局の許可を有していない、パリ条約の加盟国のいずれかの紋章、旗章、その他の国の記章、又は同国で採択されている監督用及び証明用の公の記号並びに印章</p> <p>(6)管轄当局の許可を有していない、パリ条約加盟国の1か国以上が加盟している国際政府間機関の紋章、旗章、その他の記号、その名称及び略称によって構成される標章、これを含む標章、又はその紋章学上の模倣</p> <p>(7)ベネルクス出願前3年以内に所有権が失効した団体商標の商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて寄託された類似商標</p> <p>(8)類似する商品又はサービスについて第三者のために登録された個別商標であって、ベネルクス出願前2年以内に登録期間が満了したものに類似する商標</p> <p>(9)ベネルクスにおいてパリ条約第6条の2にいう周知商標となっている商標と混同するおそれがある商標であって、他人が所有するもの</p> <p>(10)悪意によって登録出願された商標。たとえば次の場合、商標は悪意で出願されたものとみなされる。</p> <p>a. ある出願人が商標出願した場合、第三者が過去3年以内にベネルクス域内において、類似の商品又はサービスについて当該商標と類似する商標を善意かつ普通の方法で使用していたが、当該第三者が同意していない旨を、当該出願人が知っていた又は知るべきであった場合。</p>

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)	
		<p>b. ある出願人が商標を出願した場合、当該出願人が第三者と直接関係した結果、当該第三者が3年以内にベネルクス域外で類似の商品又はサービスについて当該商標と類似の商標を善意かつ普通の方法で使用していたことを知っていた場合。ただし、当該第三者が同意を与えた場合、又は出願人がベネルクス域内で商標の使用を開始した後にのみ当該商標が使用されていたことを知った場合を除く。</p> <p>(11)ワイン若しくは蒸留酒を特定する地理的表示からなる又はそれを含むものであるが、表示されている土地から産出されたものでないワイン若しくは蒸留酒に関する商標。</p> <p>(12)ベネルクス商標法によると、ベネルクス出願、共同体商標登録出願、又はベネルクスを領域指定したマドリッド協定若しくはマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録の結果として(又は同協定若しくは議定書に基づく既存の国際登録の事後指定によるベネルクスへの拡張の結果として)のいずれかを問わず、後の登録又は優先日を有する次の商標。</p> <p>a. 同一の商品又はサービスについて登録された先行の登録商標と同一の商標</p> <p>b. 同一又は類似の商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標と、同一又は類似の商標であって、公衆が両者の間の関連を信じるおそれがある場合。</p> <p>c. 類似しない商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標に類似する商標であって、先行の商標がベネルクスにおいて名声を得ており、正当な理由なく後発の商標を使用することが、先行の商標の識別力若しくは名声を不正に利用又は害する場合。</p> <p>(知財法第2.4条、第2.11条)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	(知財法第2.4(e))
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	登録可能性、識別性について審査される。 (知的財産法第2.11.1)
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	出願人の請求により、早期審査が行われる。 (規則1.7.1)
㉑出願公開制度の有無	有。	出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に基づく商品又はサービスの分類が付与された後、公開される。 (知財法第2.5.5条)
㉒異議申立制度の有無	有。	先の商標の出願人又は所有者は、出願の公開日から2月以内に異議を申立てることができる。 (知財法第2.14.1条)
㉓無効審判制度の有無	無。	無効審判制度はないが、利害関係人又は検察官は、裁判所に無効を提訴することができる。(知財法第2.28条)
㉔不使用取消制度の有無	有。	5年。登録後、継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。 (知財法第2.26条)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	(規則1.1.d)
㉖図形要素の分類	無。	

①国名	Netherlands (NL) (オランダ)																							
	⑳譲渡要件	無。商標は、事業とは無関係に譲渡することができる。 (知財法第2.31条)																						
	㉑費用 単位 EUR (ユーロ) 1 EUR = 1.190 US\$ (2018年1月時点)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>個別商標出願基本手数料、3クラスまで</td> <td>240 EUR</td> </tr> <tr> <td>団体商標出願基本手数料、3クラスまで</td> <td>373 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての追加手数料</td> <td>37 EUR</td> </tr> <tr> <td>早期登録追加手数料、3クラスまで</td> <td>193 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料</td> <td>30 EUR</td> </tr> <tr> <td>識別要素に関する説明に対する追加手数料</td> <td>39 EUR</td> </tr> <tr> <td>優先権主張手数料</td> <td>15 EUR</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>個別商標更新基本手数料、3クラスまで</td> <td>260 EUR</td> </tr> <tr> <td>団体商標更新基本手数料、3クラスまで</td> <td>474 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての追加手数料</td> <td>46 EUR</td> </tr> <tr> <td>存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料</td> <td>129 EUR</td> </tr> </table> <p>知的財産法施行規則4.4</p>	個別商標出願基本手数料、3クラスまで	240 EUR	団体商標出願基本手数料、3クラスまで	373 EUR	3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	37 EUR	早期登録追加手数料、3クラスまで	193 EUR	3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料	30 EUR	識別要素に関する説明に対する追加手数料	39 EUR	優先権主張手数料	15 EUR	個別商標更新基本手数料、3クラスまで	260 EUR	団体商標更新基本手数料、3クラスまで	474 EUR	3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	46 EUR	存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料	129 EUR
個別商標出願基本手数料、3クラスまで	240 EUR																							
団体商標出願基本手数料、3クラスまで	373 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	37 EUR																							
早期登録追加手数料、3クラスまで	193 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料	30 EUR																							
識別要素に関する説明に対する追加手数料	39 EUR																							
優先権主張手数料	15 EUR																							
個別商標更新基本手数料、3クラスまで	260 EUR																							
団体商標更新基本手数料、3クラスまで	474 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	46 EUR																							
存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料	129 EUR																							
	㉒料金減免措置の有無	無。																						